

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年11月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
議案 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第 4号 事業計画変更申請について
議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
議第 8号 令和4年度農作業賃金・機械作業料金について

- 報告事項 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
報第 4号 作付変更届について
報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について
報第 6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 17名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栗 原 一 郎 委員 |
| 6番 坂 井 浩 行 委員 | 7番 田 邊 稔 委員 |
| 8番 捧 幸 伸 委員 | 9番 佐 藤 秀 樹 委員 |
| 10番 野 崎 文 夫 委員 | 11番 岡 崎 洋 一 委員 |
| 12番 島 影 正 幸 委員 | 13番 清 野 秀 作 委員 |
| 14番 小 林 茂 宏 委員 | 15番 佐 藤 一 富 委員 |
| 16番 三 師 満 夫 委員 | 17番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 18番 田 邊 敦 子 委員 | |

農業委員欠席委員 2名

- 5番 馬 場 良 子 委員 19番 廣 川 哲 也 委員

推進委員出席委員 16名

飯塚 栄三千 委員	井上 利 弥 委員
大口 伸 昭 委員	蒲澤 利 嗣 委員
北澤 正 之 委員	笹岡 大 介 委員
長谷川 浄 二 委員	原田 孝 一 委員
廣川 久 一 委員	松岡 博 一 委員
松下 正 樹 委員	矢代 誠 一 委員
山谷 秀 昭 委員	吉田 精 一 委員
吉田 昇 委員	渡辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 2名

小池 秀 一 委員	高山 弘 則 委員
-----------	-----------

職務のため出席した事務局職員

経営基盤係係長	上 林 裕 則
経営基盤係主任	長谷川 義 隆
経営基盤係主任	高 野 久美子
経営基盤係 一般任用職員	味 田 佐恵子

午前9時45分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席17名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

8番、捧幸伸委員、12番、島影正幸委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に皆さんにお諮りしたいと思います。議第1号及び議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（上林経営基盤係係長）

それでは、議第1号説明の前に、大変恐縮ではございますが、議案訂正のお願いと、併せておわびを申し上げさせていただきます。

お手元に配付させていただきました「議第1号 農用地利用集積計画の承認について（利用権）正誤表」を併せて御覧願います。16ページをお願いいたします。

239番であります。権利の設定（移転）を受ける者の経営面積及び労働力を全てゼロと表示しておりましたが、正しくは正誤表のとおり経営面積及び借入地の面積が429.38アールで、労働力は2人でしたので、訂正をお願いいたします。

72ページをお願いいたします。

408番であります。経営の種類10アール当たりの賃借料ですが、該当農地2筆が10アール当たり〇〇〇円で表示しておりましたが、正しくは正誤表のとおり上保内大平丁1635番は、使用貸借権設定でありますので、点線の位置の訂正をお願いいたします。

78ページをお願いいたします。

423番であります。利用権を設定（移転）する農用地の農地の所在において、261-1番及び229-1番の大字、小字の表示に誤りがございました。正しくは正誤表のとおりでございます。

最後に、110ページをお願いいたします。

16番でございます。譲受人、借受人の経営面積において、表示に誤りがございました。正しくは正誤表のとおりでございます。

以上です。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は3件で、合計面積2万3,736平米であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告をいただいた案件であります。

190番は、帯織地内の農地4筆、1万5,393平米をあっせんによる売買により取得したものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

191番は、濁沢地内の農地1筆、550平米をあっせんによる売買により取得したものであります。価格は、総額〇〇〇円であります。

192番は、井栗地内の農地6筆、7,793平米をあっせんによる売買により取得したものであります。価格は10アール当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

103ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定86件、面積41万9,184.98平米、再設定207件、面積105万7,396.16平米、合計では293件、面積147万6,581.14平米であります。

それでは、戻りまして、2ページの193番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

193番から18ページの243番までの51件は、相対で、それぞれ新規に利用権を設定するものでございます。

193番は、石上三丁目地内の農地 3 筆、2,003 平米。

194番は、柳川新田地内の農地 2 筆、4,026 平米。

195番は、月岡地内の農地 6 筆、2,972 平米。

196番は、鬼木地内の農地 1 筆、570 平米。

197番は、福島新田地内の農地 5 筆、1 万1,648 平米。

198番は、東光寺地内の農地 2 筆、2,996 平米。

199番は、東光寺地内の農地 1 筆、1,038 平米。

4 ページをお願いいたします。

200番は、東光寺地内の農地 1 筆、1,037 平米。

201番は、東光寺地内の農地 2 筆、6,548 平米。

202番は、若宮新田地内の農地12筆、5,329.61 平米。

203番は、若宮新田地内の農地 3 筆、5,212 平米。

204番は、若宮新田地内の農地 1 筆、509 平米。

205番は、若宮新田地内の農地 1 筆、337 平米。

206番は、笹岡地内の農地 1 筆、2,662 平米。

6 ページをお願いいたします。

207番は、笹岡地内の農地 2 筆、2,967 平米。

208番は、葎谷地内の農地 4 筆、5,884 平米。

209番は、長野地内の農地 2 筆、2,960 平米。

210番は、長野地内の農地 1 筆、3,008 平米。

211番は、荒沢地内の農地18筆、1 万5,715 平米。

212番は、葎谷地内の農地 2 筆、1,649 平米。

8 ページをお願いいたします。

213番は、鶴田一丁目地内の農地 5 筆、7,056 平米。

214番は、吉田地内の農地 3 筆、4,829 平米。

215番は、吉野屋地内の農地 2 筆、4,288 平米。

216番は、笹岡地内の農地 1 筆、3,198 平米。

217番は、荻堀地内の農地 9 筆、4,474.81 平米。

218番は、駒込地内の農地 5 筆、2,218 平米。

10ページをお願いいたします。

219番は、島潟地内ほかの農地16筆、7,945 平米。

220番は、葎谷地内の農地 1 筆、1,504 平米。

221番は、葎谷地内の農地 2 筆、3,162 平米。

222番は、猪子場新田地内の農地 1 筆、509 平米。

223番は、鶴田一丁目地内の農地 2 筆、613 平米。

224番は、井栗地内ほかの農地29筆、2 万2, 513 平米。

13ページをお願いいたします。

225番は、井栗一丁目地内の農地 1 筆、2, 023 平米。

226番は、東鱒田地内の農地 5 筆、799 平米。

227番は、吉田地内ほかの農地 4 筆、8, 757 平米。

14ページをお願いいたします。

228番は、須頃三丁目地内の農地 1 筆、753 平米。

229番は、須頃三丁目地内の農地 1 筆、739 平米。

230番は、帯織地内の農地 2 筆、5, 528 平米。

231番は、笹岡地内の農地 1 筆、1, 501 平米。

232番は、笹岡地内の農地 1 筆、1, 455 平米。

233番は、広手地内の農地 1 筆、2, 486 平米。

234番は、広手地内の農地 3 筆、5, 561 平米。

235番は、広手地内の農地 2 筆、3, 661 平米。

16ページをお願いいたします。

236番は、広手地内の農地 1 筆、1, 897 平米。

237番は、北五百川地内の農地 1 筆、1, 292 平米。

238番は、北五百川地内の農地 3 筆、3, 211 平米。

239番は、棚鱗地内ほかの農地10筆、2 万5, 063 平米。

240番は、飯田地内の農地 7 筆、1 万3, 247 平米。

241番は、飯田地内の農地 3 筆、5, 744 平米。

18ページをお願いいたします。

242番は、中浦地内の農地 3 筆、2, 090 平米。

243番は、中浦地内の農地10筆、8, 172 平米。

以上、51件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の244番から29ページの278番までの35件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

それでは、244番から順に御説明いたします。

244番は、西本成寺二丁目地内ほかの農地10筆、1 万3, 464 平米。

245番は、西中地内の農地 5 筆、2, 037 平米。

246番は、西中地内の農地 7 筆、1 万6, 002 平米。

20ページをお願いいたします。

247番は、西中地内ほかの農地 5 筆、5, 480 平米。

248番は、西中地内の農地 1 筆、900 平米。

249番は、東鱒田地内の農地 2 筆、4, 575 平米。

250番は、東鱒田地内の農地 1 筆、1, 410 平米。

251番は、東鱒田地内の農地 3 筆、5, 991 平米。

252番は、東鱒田地内ほかの農地 8 筆、1 万2,334平米。

253番は、金子新田地内の農地 1 筆、2,991平米。

22ページをお願いいたします。

254番は、金子新田地内の農地 2 筆、3,663平米。

255番は、金子新田地内の農地 1 筆、674平米。

256番は、金子新田地内の農地 4 筆、1 万372平米。

257番は、金子新田地内の農地 1 筆、999平米。

258番は、金子新田地内の農地 1 筆、2,006平米。

259番は、金子新田地内の農地 1 筆、1,007平米。

260番は、金子新田地内の農地 1 筆、2,001平米。

261番は、吉田地内ほかの農地19筆、1 万309平米。

24ページをお願いいたします。

262番は、片口地内の農地 6 筆、9,823.09平米。

263番は、片口地内の農地 1 筆、964平米。

264番は、東光寺地内の農地 3 筆、5,999平米。

265番は、鶴田二丁目地内の農地 4 筆、2,021平米。

266番は、東大崎地内ほかの農地16筆、1 万5,176平米。

26ページをお願いいたします。

267番は、東大崎一丁目地内の農地 6 筆、8,531平米。

268番は、北入蔵二丁目地内の農地 2 筆、1,023平米。

269番は、下保内地内の農地 3 筆、5,393平米。

270番は、下保内地内の農地 8 筆、4,879.47平米。

271番は、東鱒田地内の農地 1 筆、2,000平米。

28ページをお願いいたします。

272番は、東鱒田地内ほかの農地 4 筆、9,995平米。

273番は、西鱒田地内ほかの農地 9 筆、1 万3,628平米。

274番は、金子新田地内の農地 1 筆、1,381平米。

275番は、金子新田地内の農地 2 筆、4,404平米。

276番は、金子新田地内の農地 1 筆、851平米。

277番は、金子新田地内の農地 1 筆、995平米。

278番は、如法寺地内の農地 1 筆、547平米。

以上35件は、新潟県農林公社が新規に5年または10年間利用権設定をするものであります。

次の30ページ、279番から103ページの458番までの207件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果報告をお願いいたします。

第1調査部会長は、栗原代理の隣に着席願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

それでは、第1調査部会の調査結果について御報告いたします。

第1調査部会では、11月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、栗原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時48分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転3件、新規設定86件、再設定207件、合計件数296件、面積150万317.14平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の261件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする35件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

17番、佐藤裕雄委員。

17番（佐藤裕雄委員）

17番、佐藤です。16ページの239の案件をもう少し細かく教えていただきたいです。

以上です。

事務局（高野経営基盤係主任）

16ページ、239番について御説明いたします。

田上町の〇〇〇〇様から田上町の〇〇〇〇様への使用貸借権設定であります。親子でいらっしゃいまして、経営継承を考えていらっしゃるので、今回親子間での無償での貸し借りを設定したいというものでありました。田上町農業委員会からの申出により受けております。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

17番（佐藤裕雄委員）

はい。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（上林経営基盤係係長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

109ページを御覧ください。今回意見を求められている案件は、新規設定6件、面積18万3,825.56平米、利用権移転4件、面積2万6,907平米、合計で10件、面積21万732.56平米であります。

104ページにお戻りいただき、1番から順に御説明いたします。

それでは、配分計画案を御説明いたします。一番左側の番号の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

1番は、東本成寺地内ほかの農地83筆、11万3,001.09平米。

106ページをお願いいたします。

2番は、東大崎地内ほかの農地28筆、2万6,751平米。

3番は、下保内地内の農地11筆、1万272.47平米。

4番は、東鱒田地内ほかの農地18筆、3万1,635平米。

5番は、金子新田地内の農地1筆、1,619平米。

6番は、如法寺地内の農地1筆、547平米。

以上6件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

108ページをお願いいたします。

続きまして、利用権移転の案件につきまして御説明いたします。

7番は、平成26年12月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がされました利用配分計画のうち、記載の大宮新田地内ほかの農地9筆、1万449平米について、耕作

者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転をするものであります。

8番は、平成27年11月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がされました利用配分計画のうち、記載の柳川新田地内の農地4筆、6,068平米について、耕作者の変更がございました。

9番は、平成27年12月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がされました利用配分計画のうち、記載の井栗地内ほかの農地8筆、8,328平米について、耕作者の変更がありました。

10番は、令和3年1月の総会におきまして、異議ないものとして県公告がされました利用配分計画のうち、記載の柳沢地内の農地1筆、2,062平米について、耕作者の変更がございました。

以上4件は、それぞれ記載の借受人に利用権移転をしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定6件、利用権移転4件、合計件数10件、面積21万732.56平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申します。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（上林経営基盤係係長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

112ページを御覧願います。今月の申請は9件で、合計面積2万488.17平米でございます。

110ページにお戻りください。

16番は、井栗二丁目地内ほかの農地4筆、828.73平米を譲受人が譲渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

17番は、若宮新田地内ほかの農地4筆、1万620平米を譲受人が譲渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円でございます。

18番は、前谷内地内の農地1筆、9.44平米を譲受人が譲渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

19番は、帯織地内の農地1筆、33平米を譲受人が譲渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

20番及び21番は、東鱈田地内の農地2筆、1,651平米と5筆、2,877平米を相対により、譲受人、譲渡し人が双方の交換により取得するものであります。

22番は、茅原地内の農地9筆、475平米を譲受人が譲渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

112ページをお願いいたします。

23番は、前谷内地内の農地2筆、3,732平米を同一世帯内において、譲受人が贈与により取得するものであります。

24番は、花渚地内の農地1筆、262平米を譲受人が譲渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、交換によるもの2件、贈与によるもの3件、合計件数9件、面積2万488.17平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(上林経営基盤係係長)

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明をいたします。

113ページを御覧ください。今月の申請は1件で、合計面積213平米であります。

18番は、松ノ木町地内の農地2筆、213平米を売買により取得し、住宅1棟、カーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、大崎学園の北西600メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の75番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長(9番佐藤秀樹委員)

議第4号『事業計画変更申請について』は、件数1件、面積213平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（上林経営基盤係係長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

114ページを御覧願います。今月の申請は2件で、面積244平米であります。

9番は、新光町地内の農地1筆、129平米を住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、裏館小学校北東450メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

10番は、新光町地内の農地1筆、115平米をカーポート1棟用の用地として利用したいものです。場所につきましては、裏館小学校の北東400メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積244平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（上林経営基盤係係長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

116ページを御覧ください。今月の申請は8件で、合計面積5,124平米であります。

115ページにお戻りをお願いいたします。

75番は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の18番で御説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

76番は、興野三丁目地内の農地1筆、157平米を売買により取得し、ガーデニング用地として利用したいものです。土地の価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、東三条駅北東500メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

77番は、東裏館三丁目地内の農地2筆、1,189平米を売買により取得し、集合住宅1棟と駐車場24台として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条警察署北西200メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

78番は、荒町二丁目地内の農地1筆、165平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、荒町ポンプ場東側100メートル付近で、都市計画用途地域内の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

79番は、南四日町四丁目地内の農地1筆、1,024平米を賃貸借権の設定により、駐車場42台の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市民プール北東300メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

80番は、籠場地内の農地1筆、24平米を売買により取得し、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、大崎浄水場南東200メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

116ページをお願いいたします。

81番は、北入蔵二丁目地内の農地1筆、327平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条東高校南側200メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

82番は、下須頃地内の農地2筆、2,025平米を賃貸借権の設定により、高齢者用集合住

宅として利用したいものです。場所につきましては、国道8号線須頃二交差点東側50メートル付近で、都市計画用途地域の商業地域、準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告をお願いします。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数8件、面積5,124平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願いたいと思います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（上林経営基盤係係長）

それでは、議第7号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』説明いたします。

117ページを御覧願います。申請の内容を説明する前に、相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明をさせていただきます。農家の相続には、複数の相続人への遺産分割による農地の細分化や相続税の負担に伴う経営の圧迫など大きな問題がございます。このため、相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図るため、農地についての相続税納税猶予制度の特例措置が設けられています。農業相続人が農業を営んでいた被相続人から相続、または遺贈、遺贈とは遺言によって、

遺言者の財産の全部、または一部を贈与することによって、によりまして農地を取得し、自ら農業を営む場合、または一定の貸付けにより農地として利用が確保される場合には、相続税の期限内申告書の提出により納付すべき相続税のうち、一定の要件の下、納税が猶予されます。この相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合は、農業委員会の適格者証明が必要となります。農業委員会で証明書の発行を受けた後、税務署で特例を受けるための申告を行うこととなります。このたび租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、農地等についての相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出がございましたので、審議をお願いするものでございます。

被相続人は、令和3年3月27日に死亡され、相続人の協議の結果、令和3年11月5日、遺産分割協議が成立いたしました。

農地の相続面積は、田2万709平米、畑6,049平米、合計面積2万6,758平米で、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出された農地は、田2万709平米、畑5,881平米、合計面積2万6,590平米であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第7号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、被相続人がこれまで農業を営んでいた実績があること、相続人が相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、全て農地として適正管理されていることから、適格者証明は適当と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えるに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。大変御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『令和4年度農作業賃金・機械作業料金について』を議題といたします。

この案件につきましては、今までも総会に上程させていただいて、農政対策部会に付託し、議論していただいた経緯がありますので、今回も農政対策部会に付託してはいいかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

それでは、議第8号につきましては農政対策部会に付託することといたします。

なお、せっかくの機会でございますので、農政対策部会に付託するわけでございますが、その前に皆様のほうでこの件につきまして何か御意見があったらこの場で発言願いたいと思います。

坂井委員。

6番（坂井浩行委員）

6番、坂井です。毎年作業料金等、こちら設定していただいて、ありがとうございます。田上のほうで溝切り等の料金等も、ほかのどこなんですけど、農業委員会じゃないんですけど、出たりしていますんで、農業委員会にあぜ切りの単価ありますけど、溝切りの単価というのをもし参考にちょっと提示していただけたらなと思うんで、その辺御検討ください。お願いします。

議長（野崎会長）

分かりました。御意見として賜っておきます。

ほかにございませんか。

ありませんので、この件につきましては農政対策部会に付託することといたします。どうもありがとうございました。

農政対策部会長、一言お願いいたします。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

皆さん、大変御苦労さまです。先ほど会長からの説明もありましたが、農政対策部会、12月27日午後1時半から厚生会館第2集会室で会議を開催したいと思いますので、関係委員は出席をお願いいたします。

なお、案件につきましては、先ほど会長が言われましたように議第8号、付託をいただきました『令和4年度農作業賃金・機械作業料金について』の会議ですので、よろしくお願ひ申し上げます。よろしくお願ひします。

（「取り上げていただけますか。検討いただけますか」の声あり。）

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

今のそういう意見取り上げて、一応議題の中に入っていますんで。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

それでは、報第2号から報告第6号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（上林経営基盤係係長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告の中で御質問がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、先ほど農政対策部会の案内、熊倉睦部会長のほうから報告受けましたので、これを省略させていただきます。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

来月は第3調査部会の当番でございます。12月22日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

なお、来月の総会は、27日午前9時半開会を予定しております。

また、毎年恒例の忘年会について、コロナの関係で今まで中止させていただきましたが、今回相談した結果、開催することにいたしました。会場はビップです。よろしくお願いいたします。これは、あくまでも自由参加でございます。皆さん方の中で、コロナに対して危険を感じるという方は辞退してもよろしいですので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、定例総会を閉会いたします。

午前10時56分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 8 番）

議事録署名委員（ 1 2 番）
